

塩尻市 地域クラブ活動 「認定制度」のご案内

こどもたちの豊かなスポーツ・文化芸術活動を地域で支えるために

塩尻市教育委員会



**ネクスト
しおじり**

認定を受けることで得られるメリット

認定クラブとなることで、持続可能なクラブ運営のための手厚い公的サポートが提供されます。

運営団体・指導者へのメリット



財政支援

休日の指導者謝礼・交通費等の補助金
(※市の規定に基づく)



環境支援

学校体育館等の公共施設や学校備品の
優先利用・使用料減免



人材確保

教員の兼職兼業の積極的な許可による
指導力確保

生徒・保護者へのメリット



費用負担の軽減

「認定地域クラブ活動参加支援補助金」の対象に
(要保護・準要保護者対象、年額最大24,800円の支援等)



大会参加

中学校体育連盟の主催大会やコンクール
への円滑な参加サポート



認知拡大

市の公式情報網を通じた確実な
参加者募集

認定を取得するための「7つの要件」

こどもたちが安全で充実した活動を持続できるよう、3つの柱に基づく基準を満たす必要があります。



活動時間と休養日のルール

こどもの心身の健康と成長に配慮し、適切な休養サイクルを定めています。



参加する活動全体を通算して、週当たりの活動時間を
【11時間程度】の範囲内に収めること

安全・安心を守る「指導者登録制度」

暴力やハラスメントを根絶し、生徒が安心して学べる環境を作るため、指導に当たる方には登録をお願いしています。



認定までの4つのステップ

申請手続きはシンプルに構造化されており、市が準備から認定までをサポートします。

STEP 1

準備・要件確認

- ・規約、活動計画書の作成。「認定地域クラブ活動指導者」の確保と登録。



STEP 2

申請

- ・市へ「申請書」「誓約書」「収支計画書」等を提出（運営団体がとりまとめ）。



市のサポート

STEP 3

審査

- ・市による書類審査。必要に応じてヒアリングや現地確認を実施。



STEP 4

認定完了・活動開始

- ・最長3年間の認定が付与。活動スタートとともに、市の公式ポータルでの広報が開始。



認定クラブを地域へ発信「ネクストしおじり」

認定されたクラブは、市の公式ポータルサイトを通じて、
中学生や保護者にダイレクトに魅力を伝えることができます。



**ネクスト
しおじり**



ポータルサイトはこちらから確認できます。
市の公式情報網を使って、集客・認知拡大を
強力にバックアップします。

塩尻市地域クラブ活動の認定に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和7年12月22日スポーツ庁公表）に基づき、市内の中学校（義務教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の学校部活動を継承し、及び発展させた地域における生徒のスポーツ・文化芸術活動（以下「地域クラブ活動」という。）の適正な実施を図るため、市が地域クラブ活動を認定することについて、必要な事項を定めるものとする。
（認定の対象となる地域クラブ活動）

第2条 認定の対象となる地域クラブ活動は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- （1） 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承し、及び発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること。
- （2） 適切な活動時間や休養日が設定されていること。
- （3） 活動の維持及び運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。
- （4） 適切な指導の実施体制が確保されていること。
- （5） 適切な安全確保の体制が確保されていること。
- （6） 適切な運営体制が確保されていること。
- （7） 小学校及び中学校との連携が適切に行われていること。

（認定の申請）

第3条 地域クラブ活動の認定の申請は、地域クラブ活動の運営団体が実施主体の申請をとりまとめ、塩尻市地域クラブ活動認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出して行うものとする。

- （1） 誓約書（様式第2号）
- （2） 認定の要件を満たしていることが確認できる書類
- （3） 団体の規約、会則等
- （4） 地域クラブ活動の活動計画書
- （5） 地域クラブ活動に係る収支計画書（運営団体又は実施主体が個人事業主、株式会社等の場合に限る。）
- （6） その他市長が必要と認める書類

（認定の通知等）

第4条 市長は、前条の規定による申請（以下「認定申請」という。）があった場合には、その内容を審査し、地域クラブ活動の認定の可否を決定し、塩尻市地域クラブ活動認定（不認定）通知書（様式第3号）により同条の規定による申請を行った者に通知するものとする。

2 市が第2条の要件に沿って地域クラブ活動を実施する場合は、当該地域クラブ活動は、認定を受けたものとみなす。

3 第1項の規定による認定を受けた地域クラブ活動（以下「認定地域クラブ活動」という。）の認定の有効期間は、当該認定の効力が発生する日の属する年度の翌々年度の末日までとする。

（変更の届出）

第5条 認定地域クラブ活動の運営団体及び実施主体は、認定申請の内容に変更が生じた場合は、速やかに塩尻市認定地域クラブ活動変更届出書（様式第4号）により市長に届け出なければならない。ただし、市長が別に定める軽微な変更については、この限りでない。

（休止又は廃止の届出）

第6条 認定地域クラブ活動の運営団体及び実施主体は、認定地域クラブ活動を休止し、又は廃止する場合は、速やかに塩尻市認定地域クラブ活動休止・廃止届出書（様式第5号）により市長に届け出なければならない。

（認定の取消し）

第7条 市長は、認定地域クラブ活動が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該認定地域クラブ活動の認定を取り消すものとする。

（1） 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。

（2） 度重なる指導、助言等によってもその改善の措置が認められないとき。

（3） 認定地域クラブ活動の運営団体及び実施主体から前条の規定による廃止の届出があったとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、塩尻市認定地域クラブ活動認定取消通知書（様式第6号）により、認定地域クラブ活動の運営団体及び実施主体に通知するものとする。

（認定地域クラブ活動に対する指導及び助言）

第8条 市長は、認定地域クラブ活動の運営状況を把握し、必要に応じて、認定地域クラブ活動の運営団体及び実施主体に対して指導及び助言を行うものとする。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

（適用の特例）

2 この告示の施行の日から令和9年3月31日までの間における第2条の規定の適用については、同条第2号、第4号及び第6号の規定は適用しないものとする。

認定要件確認書

① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること

- ☐ 生徒※¹の自主的・主体的な参加による活動※²であり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動であること
- ☐ 塩尻市が定める対象区域内に居住する生徒を主な対象とした活動であること。また、競技力強化等の観点から広域から生徒を集めるものではないこと
- ☐ 選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れること※³

※1 中学校等の生徒を主な対象とするが、小学生や高校生、大人等と一緒に活動する多世代の取組を排除するものではない。以下同じ。

※2 児童・生徒へのアンケート調査や生徒によるワークショップ、生徒による活動目標・活動計画の話し合いなど生徒のニーズや意見等が反映される仕組みを設けるとともに、生徒のニーズに応じた多種多様なプログラムを提供することが期待される。

※3 部活動の地域展開は、障害のある生徒や運動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備することを理念としており、そのことを十分に踏まえて対応すること。

② 適切な活動時間や休養日が設定されていること

- ☐ 生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、週2日以上休養日を設定し、活動時間は、平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とすること。その上で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動となっていること※¹
- ☐ 年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）や毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表していること

※1 例えば、将来的には平日も含めて地域展開を目指すことを前提に、当面、平日は学校部活動を実施し、休日のみ地域クラブ活動を実施する場合には、原則として、休日の地域クラブ活動において、少なくとも1日以上休養日を設ける。ただし、平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動の組み合わせの工夫など、多様な形態があり得る。例えば、改革の進展に伴い、体制の充実した休日に活動の中心がシフトしていくことも想定されるところ、週当たりの活動時間が11時間程度の範囲内に収まり、かつ、週2日以上休養日が設けられるのであれば、平日の活動を週3日以内に抑えつつ休日に2日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能。

③ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

- ☐ 国が示す参加費等の金額の目安を踏まえつつ、地域の実情や競技種目等の特性等に応じて、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

④ 適切な指導の実施体制が確保されていること

- ☐ 地域クラブ活動において指導や指導補助、見守り等を行う人材（以下「指導人材」という。）が、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約すること
- ☐ 塩尻市が定める研修を受講し、塩尻市に登録された指導人材が活動に携わること
- ☐ 持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為を防止する観点から、原則として、複数の指導人材が携わること※¹

※¹ 複数の指導人材が活動に携わることが困難な場合には、塩尻市等の職員・コーディネーターや運営団体の職員等による地域クラブ活動の実施主体への巡回指導を適切に実施すること等により、事故防止や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為の防止を図ること。

⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること

- ☐ 生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の環境を考慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休息时间、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること
- ☐ 塩尻市、地域クラブ活動の運営団体・実施主体、活動場所の管理主体等との間で、あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化していること
- ☐ 保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと
- ☐ 参加者及び指導人材が、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入していること

⑥ 適切な運営体制が確保されていること

- ☐ 次の内容を含む規約等※¹を作成・公表していること。また、関係法令を遵守するとともに、規約等に基づき適切な運営が行われていること※²
- ・ 団体の目的
 - ・ 役員（代表、副代表、会計、監事※³）の選任・解任に関すること
 - ・ 総会の運営など団体の意思決定に関すること
 - ・ 会員の入退会、参加費等に関すること
 - ・ 予算・決算の審議・承認に関すること

☐ 公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために関係者に対する情報開示が適切に行われていること

☐ 営利を主たる目的とせずに運営すること※⁴

大会・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力すること

※1 運営団体・実施主体を全体として評価し、実質的に適切な運営体制が確保されていれば差し支えない。

※2 日本スポーツ協会の総合型地域スポーツクラブ登録制度の登録クラブの場合には、確認事項の一部を満たしていると判断する。

※3 団体の持続的・安定的な運営を確保するとともに、適切なガバナンスを確保する観点から、原則として、代表、副代表、会計及び監事は、互いに兼ねることはできない。地域の実情等により役員を確保することが困難な場合等の例外的な場合にも、監事は、代表、副代表、会計を兼ねることはできない。

※4 塩尻市が運営団体・実施主体となり地域クラブ活動を実施する場合において、塩尻市が事業者等に委託して地域クラブ活動を実施する場合は、本確認事項は適用しない。

⑦ 学校等との連携が適切に行われていること

☐ 地域クラブ活動の活動方針や指導方針、スケジュール等※¹を生徒の在籍する中学校等と共有すること

☐ 生徒の活動状況や活動実績等について、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理すること※²

☐ 塩尻市が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等（小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーション、アプリなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等）を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと

☐ 活動場所として学校施設を活用する場合や希望する教職員による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、塩尻市や学校との必要な連絡調整を行うこと

※1 平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動が併存している場合などには、平日と休日の活動の一貫指導の観点も含む。

※2 地域クラブ活動への入会時に、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有することについて、生徒の保護者の同意を得ておくこと。

塩尻市のこどたちの未来を、共に創りましょう

これからの地域クラブ活動を推進するためには、地域でご活躍される皆様の力と情熱が不可欠です。疑問点や移行に向けたご相談は、お気軽にご連絡ください。

お問い合わせ・ご相談窓口：

塩尻市教育委員会事務局 学校教育課 児童生徒支援係



電話：0263-52-0830



メール：gakkou@city.shiojiri.lg.jp

（種目別の地域移行検討会等を通じたサポートも実施しております。）